

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 18 号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 2 年岩手県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第 7 条 新たに給与条例第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は給与等条例第 24 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（様式第 1 号）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿（様式第 2 号）に<u>記載する</u>ものとする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第 7 条 新たに給与条例第 29 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は給与等条例第 24 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（様式第 1 号）<u>又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）</u>により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出すること<u>（電磁的方法により提出する場合を含む。）</u>をもって足りるものとする。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿（様式第 2 号）に<u>記載し、又は電磁的方法により記録する</u>ものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。